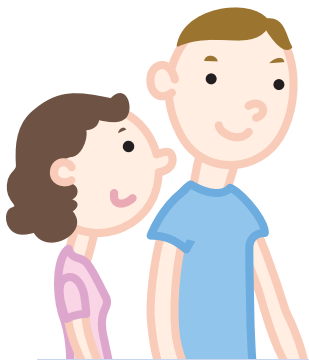




損害賠償ってなに？

2

今回は損害賠償額について
ご紹介します。



Q

先日、私の不注意により車で男性をはねてしまいました。相手は足を骨折して入院中です。損害賠償をしなければならないと思いますが、どのくらい支払わなければならないのでしょうか。

& A

前号（平成21年1月号）で損害賠償とはどういうものかをご紹介しました。損害賠償における最大の関心事は、どのくらい請求できるのか、どのくらい支払うのかという損害賠償額です。損害賠償額を算定する場合、生じた損害のすべてを賠償するというものではありません。損害を公平に分担させるため一定のルールがあります。

交通事故における損害賠償額

損害の種類	損害の内容	損害賠償の主な例	摘要
財産的損害	積極損害	①治療費②交通費③付添費 ④家屋改造費（浴室など） ⑤その他雑費（新聞代など） ⑥物的損害（車修理費など） ⑦弁護士費用など	・原則として実費相当額です。 ・死亡事故の場合、葬祭費も対象となります。 ・弁護士費用は損害賠償額の約1割が目安です。
	消極損害	①休業補償 ②逸失利益	・休業補償は専業主婦も対象です。 ・逸失利益の算定における労働可能年令は、67歳が基準です。
精神的損害	悲しみ、憤り、苦痛、不安など精神的に受けた損害です。	○慰謝料	・慰謝料には死亡慰謝料のほか障害慰謝料、後遺症慰謝料があります。

損害賠償額

具体的な損害賠償額のうち治療費などの積極損害は実費相当額ですから計算が容易ですが、逸失利益や慰謝料は、年令などにに基づき個別に判断されます。

賠償金の相殺

損害賠償制度は損害を公平に分担させる制度です。被害者に過失があった場合や事故により被害者が利益を得た場合などは、そのことを考慮して賠償金が決定されます。

過失相殺

交通事故においては、8対2とか9対1とかで双方の過失割合を示しますが、事故において被害者側にも過失があった場合、損害額から被害者の過失割合に相当する額を差し引きます。これが過失相殺です。たとえば、損害額が500万円被害者の過失が2割と認定された場合、 $500万円 \times (1 - 0.2) = 400万円$ となります。

損益相殺

被害者が不法行為などにより損害を受けながら、その反面利益を得た場合、その利益を控除して賠償額が決定されます。たとえば、損害保険金は損害の補てんを目的としていますから、保険金を得た分を控除しないと、損害額の二重取りになり公平を欠きます。

また、死亡による逸失利益の算定においても、収入からその人の生活費が控除されます。生活費は、生きていれば支出が不可欠の経費だからです。ただし、生命保険金や香典などは、損害の補てんを直接目的とするものではないので、損益相殺の対象から除外されます。

休業補償

事故による欠勤などで収入減となった場合、その損害を請求できます。

専業主婦や自営業者も請求できますが、学生や年金生活者などは労働による収入がないため請求できません。専業主婦の収入は、女子労働者の平均賃金が基準です。

逸失利益

事故にあわなければ将来得たであろう利益のことです。死亡事故の場合、収入見込額から一定の基準に基づく生活費を差し引き、さらに中間利息を控除した残額を請求できます。中間利息を控除するのは、将来の損害分を一括請求により先取りするためです。

また、後遺症による逸失利益の算定においては、労働能力の低下の度合いが考慮されます。

慰謝料

事故により被害者や遺族が受けた精神的苦痛（悲しみ不安など）は個人差がありますが、交通事故の場合、判例の積み重ねなどにより大体の基準が形成されています。障害慰謝料は入院1ヶ月当たり約32～60万円、死亡慰謝料は、約2000～3000万円などです。

また、後遺症による慰謝料は1級から14級に分類され、各級ごとに慰謝料が計算されます。